

## 碧南市地産地消推進協議会助成基準

### 1 助成対象事業

本助成基準は、碧南市地産地消推進協議会に参画する市内の団体が実施する「碧南の農畜産物の地産地消を推進する事業」に対するものである。

### 2 助成回数

次に記載の助成基準を基に、各団体年間1回を上限として助成する。

### 3 助成基準

#### (1) 事業主体

事業の主体が団体個々であること（この場合イベントへの自主参加も含む。ただし、イベント主催者より補助金等ある場合を除く）

#### (2) 助成対象事業

事業の主たる材料が碧南の農畜産物であり、かつ講師を除く参加者が10名以上であるもの

#### (3) 助成対象経費

個々の事業で使途された経費（ただし、以下の経費は除く）

- ・ 反省会等での飲食費
- ・ 補助申請や実績報告に必要な経費（写真代等）
- ・ その他、事業に対して過剰に購入されたことが明らかであるもの

#### (4) 助成金額

助成対象経費の2分の1（上限2万円）

#### (5) 助成の手順

ア 助成を受けようとする団体は事前に「事業計画書（様式1）」、「収支予算書（様式2）」を提出すること。

イ 事業実施後1ヶ月以内に、「実績報告書（様式3）」、「収支報告書（様式4）」を提出すること。

ウ 実績報告書を確認した後、助成金を交付する。

#### (6) 実績報告時に必要な書類

ア 実績報告書

イ 領収書等金額の証明となるもの

ウ 収支報告書

エ 写真

オ 参加者名簿

本助成基準は、平成19年5月29日より適用する。

本助成基準は、平成28年4月1日より適用する。